○文部科学省告示第六十号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準を次のように定め、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

文部科学大臣　塩谷　立

学校環境衛生基準

第１　教室等の環境に係る学校環境衛生基準

１　教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
換気及び保温等	(1) 換気	換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm 以下であることが望ましい。
	(2) 温度	10℃以上、30℃以下であることが望ましい。
	(3) 相対湿度	30%以上、80%以下であることが望ましい。
	(4) 浮遊粉じん	0.10mg／m^3以下であること。
	(5) 気流	0.5m／秒以下であることが望ましい。
	(6) 一酸化炭素	10ppm 以下であること。
	(7) 二酸化窒素	0.06ppm 以下であることが望ましい。
	(8) 揮発性有機化合物	
	ア．ホルムアルデヒド	100μg／m^3以下であること。
	イ．トルエン	260μg／m^3以下であること。
	ウ．キシレン	870μg／m^3以下であること。
	エ．パラジクロロベンゼン	240μg／m^3以下であること。
	オ．エチルベンゼン	3800μg／m^3以下であること。
	カ．スチレン	220μg／m^3以下であること。
	(9) ダニ又はダニアレルゲン	100 匹／m^2以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。
採光及び照明	(10) 照度	(ｱ) 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300 lx（ルクス）とする。また、教室及び黒板の照度は、500 lx 以上であることが望ましい。 (ｲ) 教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、20：1 を超えないこと。また、10：1 を超えないことが望ましい。 (ｳ) コンピュータ教室等の机上の照度は、500～1000 lx 程度が望ましい。 (ｴ) テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100～500 lx 程度が望ましい。 (ｵ) その他の場所における照度は、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Z 9110 に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。
	(11) まぶしさ	(ｱ) 児童生徒等から見て、黒板の外側 15°以内の範囲に輝きの強い光源（昼光の場合は窓）がないこと。

		(ｲ) 見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。 (ｳ) 見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビ及びコンピュータ等の画面に映じていないこと。
騒音	(12) 騒音レベル	教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときはLAeq50dB（デシベル）以下、窓を開けているときは LAeq55dB 以下であることが望ましい。